

令和5年8月30日

厚生労働大臣
加藤勝信様

公益社団法人 日本薬剤師会
会長 山本信夫

**令和5年10月以降における新型コロナウイルス感染症対策への
財政支援等について（要望）**

平素より、薬剤師・薬局に対する御支援並びに会務運営に格別の御高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

全国の薬局においては、新型コロナウイルス感染症患者に必要な医薬品の提供体制の確保に取り組んでおり、また都道府県薬剤師会においては、新興感染症に備えた各都道府県の予防計画の策定に向け、地域における一層の体制整備を行っているところです。

本年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されましたが、同ウイルスの病毒性・感染性が変わるものではなく、今夏においては依然として新規感染者数が多い状況にあります。

今後も引き続き国民が安心して医療を受けられるよう、下記の事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1．新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費に係る自己負担増により、患者が薬物治療を断念しないよう、適切な財政支援の継続
- 2．新型コロナウイルス感染症患者に係る診療報酬上の特例対応の継続
- 3．新型コロナウイルス感染症治療に用いられる医薬品を含め、医薬品供給不足の早期改善・解消

以上